

## 全国国税局審理課長(審理官)・課税関係国税訟務官室長(訟務官)会議 議事日程

令和6年10月22日（火）、23日（水）開催（於：庁第一会議室）

○第一日目（令和6年10月22日（火））

時間		議題・担当等	資料番号
14:00～14:10	10 分	課税部長訓示	—
14:10～14:20	10	審理室長挨拶	—
14:20～14:25	5	主任訟務専門官挨拶	—
14:25～14:55	30	1 不服申立事案への適切な対応について [説明・意見交換]	1
14:55～16:05	70	2 訴訟事務当面の課題 [説明・意見交換]	2
16:05～16:10	5	3 KSK2の開発状況について [説明]	3
16:10～16:15	5	4 事務管理の徹底等 [説明]	4
16:15～16:30	15	休憩（講話準備）	—
16:30～17:30	60	5 講話（法務省訟務局租税訟務課長）	5

○第二日目（令和6年10月23日（水））

時間		議題・担当等	資料番号
10:00～10:45	45	6 事前照会事務当面の課題 [説明・意見交換]	6
10:45～11:45	60	7 争訟見込み事案に対する支援について [説明・意見交換]	7
11:45～11:55	10	8 監察官室からの連絡事項 [説明] 【監察官室】	8
11:55～12:00	5	9 監督評価事務 [説明] 【監督評価官室】	9
12:00～12:15	15	連絡事項、質疑応答	—

資料配布のみ	—	国税不服審判所の現状	【国税不服審判所】	10
--------	---	------------	-----------	----

令和6年10月22日、23日

全国国税局審理課長（審理官）・課税関係国税訟務官室長（訟務官）会議・出席者

(審理課長・審理官)

局名	職名	氏名	就任年月日	前職
札幌	審理官	由浪 康志 よしなみ やすし 由浪 康志 よなみ やすし	6.7	札幌中署特別国税調査官
仙台	審理官	山田 剛弘 やまだ たかひろ 山田 剛弘 やまだ たかひろ	6.7	盛岡署特別調査官
関東信越	審理課長	小川 健一 おがわ けんいち 小川 健一 おがわ けんいち	6.7	下館署署長
東京	審理課長	藤田 泰弘 やまな すみ 藤田 泰弘 やまな すみ	6.7	東京局課税第一部審理課審理官
	審理官	山名 秀美 やえがし つかさ 山名 秀美 やえがし つかさ	6.7	東京地方検察庁立川支部検察官検事
	審理官	八重樫 司 まえだ みき 八重樫 司 まえだ みき	6.7	東京局課税第一部国税訟務官室訟務官
金沢	審理官	前田 美樹 もり けいし 前田 美樹 もり けいし	6.7	金沢署筆頭副署長
名古屋	審理課長	森 圭司 とう けいすけ 森 圭司 とう けいすけ	6.7	名古屋局調査部調査第四部門統括国税調査官
大阪	審理課長	藤 桂輔 ひらた ふみなり 藤 桂輔 ひらた ふみなり	6.7	葛城署署長
	審理官	平田 文成 おだはら かずのり 平田 文成 おだはら かずのり	6.7	大阪地方検察庁検察官検事
	審理官	尾田原 和則 すわ ともや 尾田原 和則 すわ ともや	6.7	税務相談室主任税務相談官
広島	審理官	諏訪 智也 べっちゃんく まさき 諏訪 智也 べっちゃんく まさき	6.7	春日部署副署長
高松	審理官	別役 真紀 おおくま けんじ 別役 真紀 おおくま けんじ	6.7	高松局総務部企画課統括国税管理官
福岡	審理官	大隈 憲二 たさき かずひろ 大隈 憲二 たさき かずひろ	6.7	香椎署筆頭副署長
熊本	審理官	田崎 和博 たいら やすゆき 田崎 和博 たいら やすゆき	6.7	熊本西署副署長
沖縄	審理官	平良 康之 平良 康之	6.7	東京局横浜中署副署長

## (訟務官室長・(主任) 訟務官)

局名	職名	氏名	就任年月日	前職
札幌	主任国税訟務官	大西 規行 すずき けんいち	6.7	旭川東署副署長
仙台	主任国税訟務官	鈴木 研一 さかぬし じゅんいち	6.7	大船渡署署長
関東信越	国税訟務官室長	坂主 純一 おちあい のぶゆき	6.7	熊谷署署長
東京	国税訟務官室長	落合 信之 まつだ としゆき	6.7	東京局課税第一部資料調査第三課長
金沢	主任国税訟務官	松田 俊之 やまもと くみこ	5.7	金沢署副署長
名古屋	国税訟務官室長	山本 久美子 なかの やすし	5.7	名古屋局課税第一部個人課税課長
大阪	国税訟務官室長	中野 康吏 かとう しんじ	6.7	大阪局課税第一部資料調査第一課長
広島	主任国税訟務官	加藤 真司 のなか としひこ	5.7	西大寺署署長
高松	主任国税訟務官	野中 俊彦 あべ まさゆき	6.7	高松署筆頭副署長
福岡	主任国税訟務官	阿部 正行 やまさき ひとし	5.7	福岡局総務部総括税務相談官主任税務相談官
熊本	主任国税訟務官	山崎 仁 ひろせ けんいちろう	5.7	熊本局総務部総括税務相談官主任税務相談官
沖縄	国税訟務官	廣瀬 健一郎	6.7	沖縄所総括税務相談官主任税務相談官

情	開示・不開示・部分開示
報	不開示理由(情報公開法第5条の該当号数)
公	1.個人関係 2.法人関係(イ・ロ) 3.国の安全等関係 4.公共の安全等関係
開	5.審議・検討・協議関係 6.事務・事業関係(本文・イ・ロ・ハ・ニ・ホ)
序文書保存年限	5年 (注)チェックシートは原義に添付

保存期間：5年  
(令和11事務年度)

資料 1  
〔令和6.10.22  
23  
課税部審理室〕

## 不服申立事案への適切な対応について

### 1 再調査の請求事案への適切な対応

再調査の請求に係る事務については、納税者の権利利益の救済を図るとともに行政の適正な運営を確保するという観点から、公正な立場で調査・審理を行い、適正かつ迅速な処理に努めることとしている。

なお、令和5年度における再調査の請求の発生件数は、前年度と比べて62.7%増加したが、「3か月以内の処理件数割合」は98.2%であり、実績評価における測定指標の目標値である95%を上回ったところである。

今事務年度においても、引き続き、再調査の請求事案の適正かつ迅速な処理に取り組むことが肝要であり、審理課（官）は、①再調査の請求事案の的確な進行管理、②原処分理由の的確な見直し、③再調査の請求人等への適切な協力依頼などについて、会議等の場を通じて署に対して周知を図るとともに、局署の事務運営がより効果的・効率的なものとなるよう努める必要がある。

### 2 審査請求事案への適切な対応

審査請求事案の処理に当たっては、審理課（官）は、原処分の適法性や妥当性について的確に主張・立証ができるよう、局主務課と必要な連携を図るとともに、審査請求事案に係る事務運営がより効果的・効率的なものとなるよう努める必要がある。

また、審査請求事案への対応に当たって、審理課（官）は、簡易迅速かつ公正な審理を実現するため、国税不服審判所による審理手続の計画的な進行に協力するよう、今後も引き続き局署に対する指導等を行う。

**【意見交換事項】**

不服申立事案（再調査の請求及び審査請求）について、適正かつ迅速に処理するために、各局において、どのような工夫をしているか。

また、適切な原処分を行わせるための取組として、各局審理課（官）において、どのような工夫をしているか。

情 報	開示・不開示・部分開示
不開示理由(情報公開法第5条の該当号数)	
公 開	1.個人関係 2.法人関係(イ・ロ) 3.国の安全等関係 4.公共の安全等関係 5.審議・検討・協議関係 6.事務・事業関係(本文・イ・ロ・ハ・ニ・ホ)
文書保存年限	5年 (注)チェックシートは原義に添付

保存期間：5年  
(令和11事務年度)

資料 2

令和 6.10.22  
23  
課税部審理室

## 訴訟事務当面の課題

### 1 令和5年度における課税訴訟等の状況等及びシステム開発の動向について

#### (1) 令和5年度における課税訴訟の状況

令和5年度の課税関係訴訟事件の発生件数は、164件となっており、前年度（154件）と比べると10件増加している（前年度比106.5%）。

終結件数は、149件となっており、前年度（157件）と比べると8件減少している（前年度比94.9%）。終結件数のうち、国側が一部又は全部敗訴した件数は13件で、敗訴割合は8.7%（前年度5.1%）となっている。

期末係属性件数は、173件となっており、前年度（158件）と比べると15件増加している（前年度比109.5%）。

#### (2) 局間相互支援の取組みについて

近年の課税訴訟においては、国際課税事件や租税回避スキーム事件、企業再編税制事件など先例のない法律解釈や複雑な事実認定が争われる複雑・困難な事件が係属している。このような複雑・困難な事件において適切な訴訟遂行をするためには、十分な事務量を投下するとともに、幅広い知識と高い能力をもちあわせた訴訟事務に対応できる人材の育成が必要である。

他方、各局における人員数と訴訟係属性件数とのアンバランスが生じた場合、複雑困難事案へ十分な事務量を投下できない事態や、訟務事務の経験を通じた効果的な人材育成が困難となる状況が生ずる。

これらの問題に対応するため、平成30事務年度に局間相互支援の取組みを導入し、令和5事務年度の訟務官室長会議における

各局との意見交換等を踏まえて、事務運営指針の見直しを行っている。

今後とも、各局の係属事件数及び必要事務量と、支援局の事務負担及び期待される効果とのバランスに配意し、局間相互支援の取組みを効果的に実施する。

### (3) 訴訟事務に係るシステム開発の動向について

現在開発中の訴訟事務に関する次世代システムは、訴訟発生時に事件をシステムに登録し、訴訟資料（準備書面等）を順次アップロードすることで庁及び全局で情報共有するものであり、類似事件に係る情報（主張内容等）の参照の効率化を図るもの。

既に設計工程は終了し、現在はテスト工程の段階であり、令和6事務年度中に業務マニュアルを作成する予定。

## 2 訴訟事務に係る知見の共有・継承について

訟務事務は極めて特殊かつ専門性の高い業務であるが、訴訟事務経験者の長期・継続的な登用が困難な現状においては、訴訟遂行能力の維持・向上のため、これまでの訴訟事務において培ったノウハウの着実な継承が課題といえる。

この課題に対応するため、個別事件に係る訴訟事務遂行上の経験及び反省点（証拠の評価誤り、課税の適法性を検討する上での見落とし、時機に遅れた攻撃防御等）を記載した敗訴判決分析表の活用、その他の有効と考えられる取組みについて意見交換を行う。

### 【意見聴取事項】

敗訴判決分析表の活用、その他の有効と考えられる取組みについて意見交換を行う。

情	開示・不開示・部分開示
報	不開示理由(情報公開法第5条の該当号数)
公	1.個人関係 2.法人関係(イ・ロ) 3.国の安全等関係 4.公共の安全等関係
開	5.審議・検討・協議関係 6.事務・事業関係(本文・イ・ロ・ハ・ニ・ホ)
序文書保存年限	5年 (注)チェックシートは原義に添付

保存期間：5年  
(令和11事務年度)

資料 3

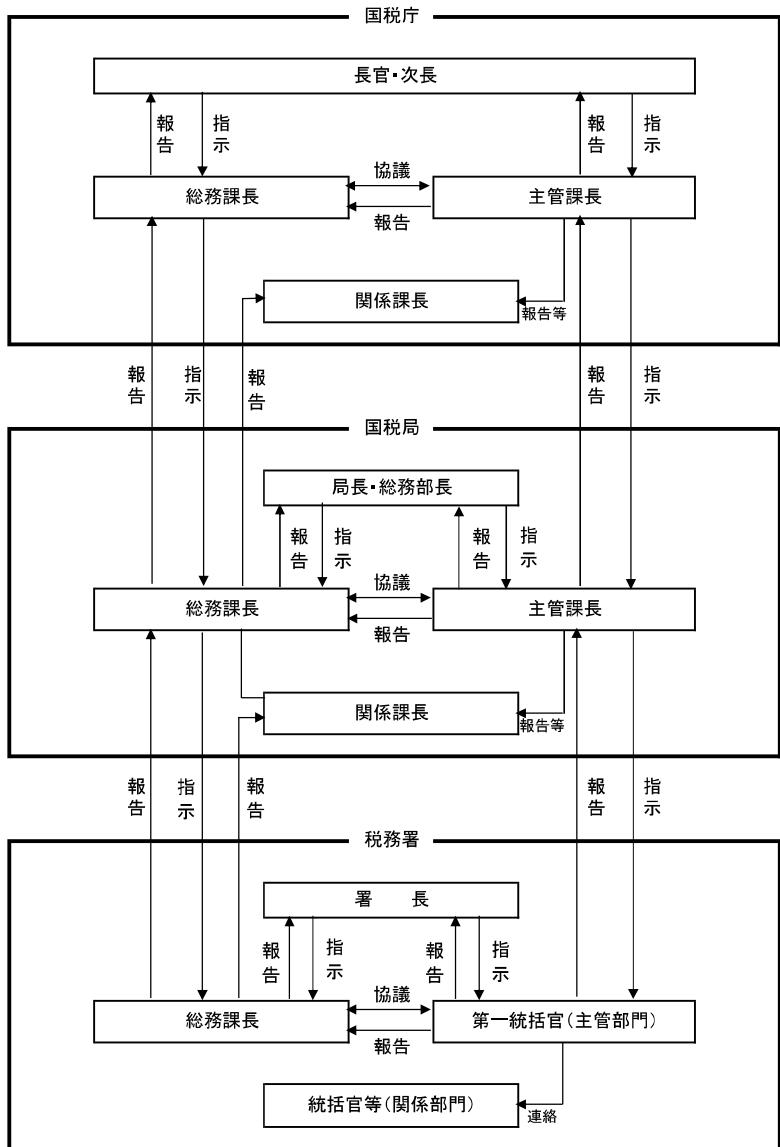
令和 6.10.22  
23  
課税部審理室

## KSK2の開発状況について

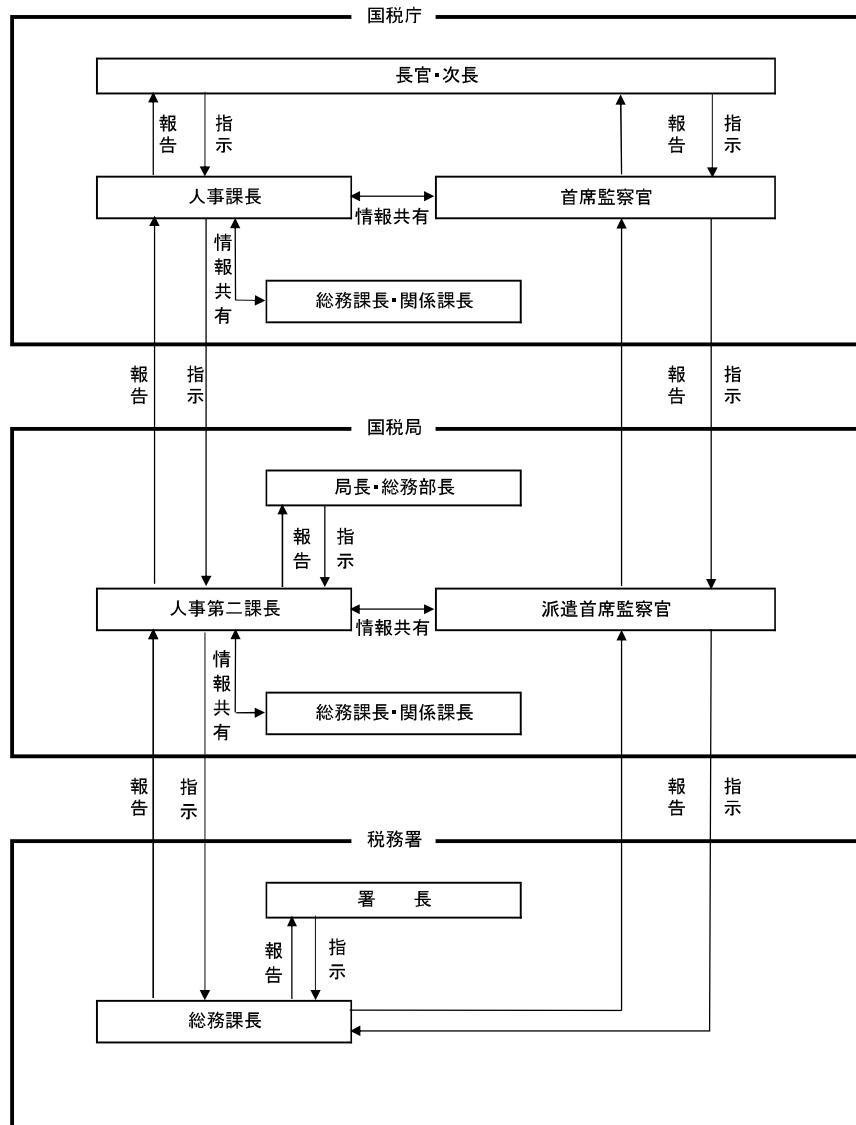
次世代システムについては、令和8事務年度の本格導入を目指して現在開発が進められている。

審理室の事務に関してKSK2では、現行のKSKシステムで提供する不服申立事務に関する機能（審理室システム）に加え、①争訟見込み事案に関する個別支援事務、②訴訟事務、③事前照会事務に係る機能が提供される予定であり、今後、システム導入後の事務処理を踏まえ、事務提要等の改定等を行うこととしている。

**緊急対応体制イメージ図**  
(災害・犯罪関係原因事案及び事務処理関係原因事案)



**緊急対応体制イメージ図**  
(非行関係原因事案)



※ 署から局への報告及び局から庁への報告は、いずれも速やかに行うものとする。特に、職員逮捕やマスコミ報道が見込まれるなど、重大な非行関係原因事案を把握した場合には、直ちに第一報を報告するものとする。

開示・不開示・部分開示	
報	不開示理由(情報公開法第5条の該当号数)
公	1.個人関係 2.法人関係(イ・ロ) 3.国の安全等関係 4.公共の安全等関係
開	5.審議・検討・協議関係 6.事務・事業関係(本文・イ・ロ・ハ・ニ・ホ)
序文書保存年限	5年 (注)チェックシートは原義に添付

保存期間：5年  
(令和11事務年度)

資料 4

令和6.10.22  
23  
課税部審理室

## 事務管理の徹底等

### 1 厳正・的確な事務処理の確保

国税の事務は、一つ一つの処理が納税者の権利・義務に直接影響を及ぼすものであり、厳正・的確な事務処理の確保が強く求められている。

厳正・的確な事務処理を確保するためには、管理者が各事務の重要性を十分認識し、その職責を全うするとともに、職員一人一人が担当事務を十分理解した上で事務を処理していく必要がある。

### 2 行政文書・情報の管理の徹底

国税庁は、納税者の極めて重要な個人情報等を取り扱っており、納税者に関する情報が流出した場合には、納税者からの税務行政に対する信頼を失いかねないことから、行政文書・情報の適切な管理に努める必要がある。

引き続き、情報管理点検等の取組を通じて、職員一人一人が行政文書等の適切な管理の重要性について認識した上で、事務処理手順等を遵守し、行政文書の紛失等（以下「紛失等事案」という。）の未然防止を徹底する必要がある。

### 3 緊急対応事案への対応

紛失事案を含む緊急対応事案が発生した場合には、①事実関係を迅速かつ的確に把握し、②事案発生後の処理を適切に実施すると

とともに、③その事案が発生するに至った原因を確実に究明・分析し、④実行性のある再発防止策の検討・実施に努める。

なお、緊急対応事案が発生した場合には、①管理職員は、自ら情報の収集に努めるとともに、②庁・局・署間において主管課・総務課によるダブル・トラック方式により報告を行い（別紙参照）、③事案の類型に応じ、関係課へ報告・連絡を行うことにより、適切に対応する。

#### 4 綱紀の厳正な保持

職員一人一人の綱紀の保持、高いモラルの維持は、国民の理解と信頼を得て税務行政を行っていく上での前提であることを踏まえ、納税者・税理士等との癒着などの非行はもとより、職員の公正性を疑われるような行為などの服務規律違反が生じることのないよう、引き続き公務員倫理の徹底と服務規律の厳正な保持に努める。

特に、税務職員の守秘義務の遵守については、申告納税制度を基本とする税務行政を円滑かつ公正に行うに当たり、納税者の信頼と協力を確保するために必要不可欠であることを十分認識し、徹底する。

情 報	開 示 ・ 不 開 示 ・ 部 分 開 示
不開示理由(情報公開法第5条の該当号数)	
公 開	1.個人関係 2.法人関係(イ・ロ) 3.国の安全等関係 4.公共の安全等関係 5.審議・検討・協議関係 6.事務・事業関係(本文・イ・ロ・ハ・ニ・ホ)
文書保存年限	5年 (注)チェックシートは原義に添付

保存期間：5年  
(令和11事務年度)

資料 6

令和6.10.22  
23  
課税部審理室

## 事前照会事務の留意点について

### 1 文書回答手続の利用促進について

文書回答手続については、令和5事務年度において、新たに国税庁HPに文書回答手続特設サイトを開設して、新着情報コーナー、利用勧奨用動画等のコンテンツを充実させるとともに、そのリンク用バナーを作成するなど、その利用促進に向けた周知・広報を図ったところである。

令和6事務年度においても、近年の文書回答手続の利用状況等を踏まえつつ、①事前照会者に対する早期の利用勧奨、②処理案についての早期の方向付け、③庁への前広な情報提供、④職員への意識付け及び⑤積極的な広報活動の5つの柱を継続して実施し、更なる利用の促進に取り組んでいくことについて説明する。

### 2 事前照会事案において留意すべき事項について

事前照会は、納税者に対して適切な情報を提供するとともに、納税者との間での見解の相違による紛争の未然防止に資するものである。局審理課（官）に上申される事前照会事案は、複雑・困難なものであるから、その検討及び回答に当たっては、照会内容や事実関係を十分に確認するとともに、取引の全体像や照会の趣旨・背景を踏まえ、課税関係を慎重に検討し、納税者において回答内容について誤った認識や拡大解釈などが生じないように回答することが求められる。

このことを踏まえ、局における事前照会事案の処理に当たり留意すべき事項について意見交換を行う。

### 3 質疑応答事例検索システムの見直しについて

平成16年5月に運用を開始した審理室の質疑応答事例検索システムについては、令和7年7月以降のGSSへの移行に伴い改修が必要となるということを契機に、本システムを廃止し、掲載事例のうち国税庁HPへ掲載するもの等を振り分けることとした。掲載事例の精査の状況及び今後のスケジュールについて説明する。

開示・不開示・部分開示	
報	不開示理由(情報公開法第5条の該当号数)
公	1.個人関係 2.法人関係(イ・ロ) 3.国の安全等関係 4.公共の安全等関係
開	5.審議・検討・協議関係 6.事務・事業関係(本文・イ・ロ・ハ・ニ・ホ)
序文書保存年限	5年 (注)チェックシートは原義に添付

保存期間：5年  
(令和11事務年度)

資料 7

令和6.10.22  
23  
課税部審理室

## 争訟見込み事案に対する支援について

### 1 争訟見込み事案における早期関与の重要性等【説明・意見交換】

時機を逸した支援要請がなされた場合には、争訟を維持するだけの十分な証拠収集等ができず、結果として、課税処分を断念することになったり、取消裁決や敗訴判決につながることが懸念されることから、審理部署は、支援要請部署（局調査担当・局主務課）との情報共有を円滑に行い、把握した情報に基づき、調査着手前も含めてできる限り早期に関与するなど、早期に支援要請がなされるための具体的な働き掛けが必要である。

支援に際しては、不足する証拠の指摘（調査審理）のみならず、処理方針の助言や事案に応じて必要な証拠や証拠構造の整理について戦略的な助言を行うことが重要である。特に、租税回避スキームなど綿密にタックスプランニングされた事案の調査に当たっては、課税要件事実の分析、課税理論の構築、要証事実や証拠構造の整理など、より高度な戦略的支援を早期に行うことが求められる。このような事案については、東京局及び大阪局の審理官（検事）に対する協力要請を早期に行うなど、局間支援を有効に活用する必要がある。

#### 【意見交換事項】

租税回避スキームなど綿密にタックスプランニングされた事案（例えば、各税における行為計算否認規定や評価通達6項の適用を検討すべき事案）に対しては、調査着手前も含めてできる限り早い段階から、課税要件事実の分析、課税理論の構築、要証事実

や証拠構造の整理など、より高度な戦略的支援を行うことが求められる。

このような観点を踏まえ、上記のような事案に対する

- ① 各局の審理課（官）及び訟務官室（訟務官）の支援（早期関与）の現状と課題
- ② 東京局及び大阪局の審理官（検事）による支援の現状と課題及びその必要性について意見交換を行う。

## 2 審理課（官）意見の適切な反映とアフターケアの必要性【説明・意見交換】

### (1) 審理課（官）意見の適切な反映

審理部署の示した意見や争訟に至った場合のリスクを正しく認識した上で、幹部職員が調査事案に係る最終判断ができるように、体制整備されているところ、審理課（官）においては、改めて当該体制を確認するとともに、主務課や課税総括課と適時適切に情報共有等を行うことにより、適正な課税が行われるよう意識されたい。

### (2) アフターケアの必要性

争訟見込み事案に対する支援は、支援要請部署への意見申入れをもって、事案への関与が一段落するが、その後の争訟への備えや類似事案への迅速かつ効果的な争訟支援のためには、意見申入れ後の課税処理の確認（アフターケア）が必要である。

また、早期支援の際に提示した必要証拠を収集できない場合など、処理方針に沿った課税処分の実現が困難なときには、早期に事案の見極めが行われるようアフターケアをする必要がある。

### 【意見交換事項】

調査事案に係る最終判断（早期見極めを含む。）に際して、審理課（官）意見がどう反映されているかに関して、各局の現状と課題について意見交換を行う。

情 報	開 示 ・ 不 開 示 ・ 部 分 開 示
公 開	不開示理由(情報公開法第5条の該当号数) 1.個人関係 2.法人関係(イ・ロ) 3.国の安全等関係 4.公共の安全等関係 5.審議・検討・協議関係 6.事務・事業関係(本文・イ・ロ・ハ・ニ・ホ)
文書保存年限	5年 (注)チェックシートは原義に添付

保存期間：5年  
(令和11事務年度)

資料 8

令和6.10.22  
23  
長官官房監察官室

## 監察官室からの連絡事項

人事院が発表した令和5年における懲戒処分の状況によると、公務員全体の懲戒処分は240人と前年の234人から6人増加しており、国税庁における懲戒処分は46人で、前年同期の32人から14人の増加となっている。

また、令和5事務年度においては、兼業禁止違反や職務専念義務違反のほか、賭博行為や虚偽の医療費控除を計上した不適正申告事案等、国家公務員としてあるまじき非行事件が発生し、マスコミにも大きく報道されるなど、国税組織の信頼は著しく低下しかねない状況にある。

これら非行事案の発生要因を見ると、根本的には職員自身の非行に対する認識の甘さ、身勝手な行動等によるものがほとんどであることから、幹部職員が職員の抱える問題、兆候等をいち早く把握してその改善、解消を図るとともに、職員に対して税務職員としての立場と職責の重要性、非行を起こしたことにより受ける処分の内容や職員のみならず国税組織が受ける深刻な影響について、十分に認識させることが未然防止に繋がるものと考えられる。

このため、幹部職員は部下職員の模範となるべく自らの身を律し、より一層、事務管理の徹底を図るとともに、職員の身上を的確に把握して適切な指導・助言を行い、非行の未然防止、再発防止に努めることが肝要である。

情 報	開 示 ・ 不 開 示 ・ 部 分 開 示
公 開	不開示理由(情報公開法第5条の該当号数) 1.個人関係 2.法人関係(イ・ロ) 3.国の安全等関係 4.公共の安全等関係 5.審議・検討・協議関係 6.事務・事業関係(本文・イ・ロ・ハ・ニ・ホ)
文 書	保存年限 5年 (注)チェックシートは原義に添付

保存期間：5年  
(令和11事務年度)

資料 9

令和6.10.22  
23  
監督評価官室

## 監督評価事務

### 1 監督事務

#### (1) 全庁的監督

全庁的監督は、長官の命により、国税庁組織全体の事務運営から特定事項をテーマとして設定し、全国統一的に実施する監督事務である。

国税庁においては、リモートワーク環境を積極的に活用し、働き方改革に取り組むこととしているほか、今後、GSSへの移行によって、リモートワーク環境の更なる進展が見込まれることから、その適正かつ効果的な運用に資するため、「リモートワークの現状と課題～リモートワーク環境の更なる進展を見据えて～」を令和6事務年度の全庁的監督テーマとして事務監察を実施する。

#### (2) 局別監督

局別監督は、局長の要請により、局署の事務運営等のうち特定事項をテーマとして設定し、各局で実施する監督事務である。なお、令和6事務年度における各局のテーマは、次のとおりである。

派遣室	テーマ名	派遣室	テーマ名
札幌	職場におけるカスタマーハラスメントの現状と組織的課題	大阪	局署間の情報共有等の現状と課題
仙台	署総務事務の現状と課題 ～センター化全署実施を見据えて～	広島	小規模署の事務運営の現状と課題
関東信越	職場環境の現状と今後の在り方 ～多様性尊重に向けて～	高松	事務系統横断的な取組の現状と今後の方向性
東京	内部事務のセンター化対象署の運営の現状と課題	福岡	納税者等からのクレーム対応の現状と課題 ～カスタマーハラスメント等対策～
金沢	小規模署の現状と今後の在り方 ～エリア運営を中心として～	熊本	署総務課事務の現状と今後の在り方 ～内部事務センター化に向けて～
名古屋	苦情等対応の現状と課題 ～カスタマーハラスメントへの対応等を中心として～	沖縄	職場環境の現状と今後の在り方 ～多様性尊重に向けて～

### (3) 行政文書等の事務監察

行政文書等の事務監察は、国税庁の保有する行政文書等の管理及び取扱いの更なる徹底を図るため、①訓令等に従った管理・取扱いが適切に行われているか、②把握した手続誤りや発生した緊急対応事案等への対応策が適切に講じられているかといった観点から、書面監察及び実地監察を実施している。

なお、事務監察の実施に当たっては、文書管理システムに関する項目など、行政文書の適正な電子的管理に向けた取組も行っている。

これらの事務監察結果は、総括文書管理者（国税庁次長）へ報告することとしている。

## 2 実績評価事務

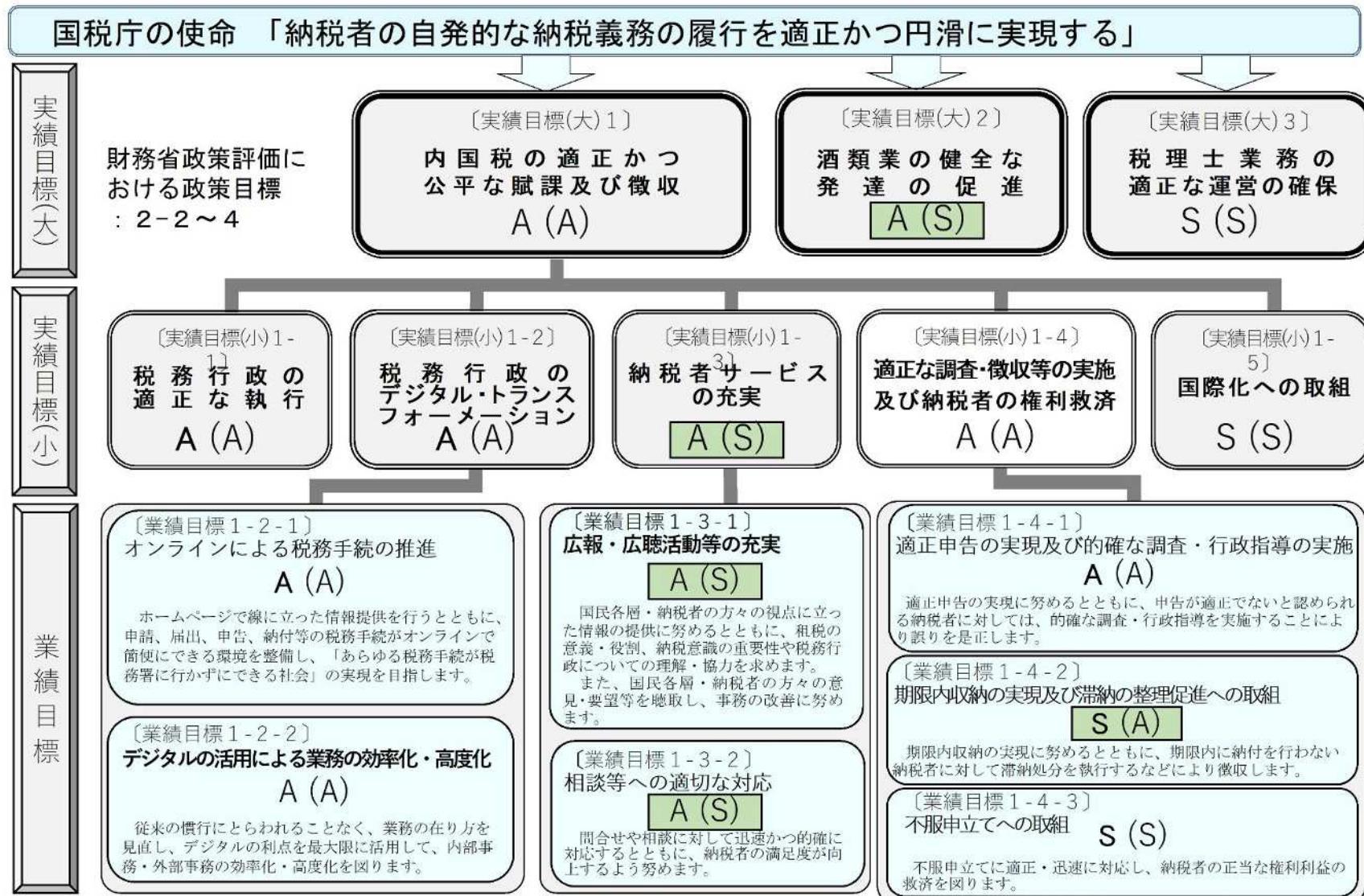
### (1) 令和5事務年度の評価結果

令和5事務年度の評価結果については、以下に記載した評語のとおりであり、これらの評価結果をその後の事務運営に的確に反映し、PDCAサイクルを通じて、効率的で質の高い税務行政を実施していくこととしている。

＜令和5事務年度における主な測定指標の達成度（審理関係事務）＞

測定指標名	目標値	実績値	達成度
・文書回答手続による事前照会に対する3か月以内の処理件数割合	95%	98.8%	○
・「再調査の請求」の3か月以内の処理件数割合	95%	98.2%	○

## 令和5事務年度の評価結果



## (2) 令和6事務年度の取組（実施計画）

令和6事務年度の「実施計画」については、令和5事務年度の実績目標（別紙）を維持しつつ、令和5年6月に策定した「税務行政のデジタル・トランスフォーメーション－税務行政の将来像2023－」の新たな柱である「事業者のデジタル化促進」を業績目標として新設するとともに、これまでの取組結果や今後の取組方針等の観点から、所要の見直しを行った。

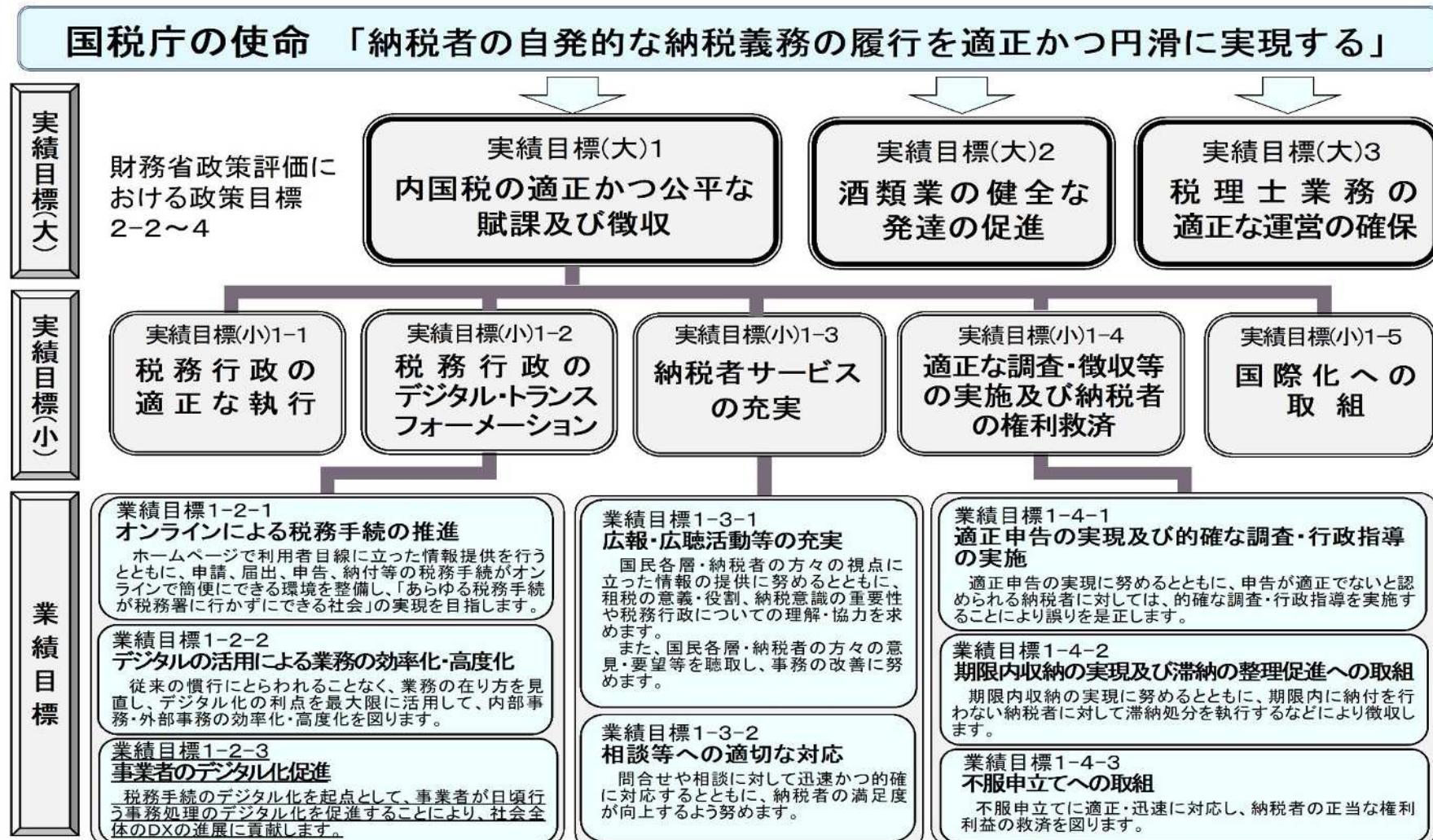
業績目標1-3-2「相談等への適切な対応」及び業績目標1-4-3「不服申立てへの取組」に関する各施策には、「文書回答手続による事前照会に対する3か月以内の処理件数割合（目標値：95%）」、「『再調査の請求』の3か月以内の処理件数割合（目標値：95%）」などの測定指標が設けられており、目標を認識して事務に取り組む必要がある。

### <令和6事務年度における測定指標の目標値（審理関係事務）>

測定指標名	目標値
・文書回答手続による事前照会に対する3か月以内の処理件数割合	95%
・「再調査の請求」の3か月以内の処理件数割合	95%

（注）業績目標1-3-2「相談等への適切な対応」、1-4-3「不服申立てへの取組」より抜粋

## 「国税庁の使命」と「実績目標等」の体系図(令和6事務年度)



(注)下線部は、前事務年度からの変更箇所(新設)

全国国税局審理課長（審理官）・課税関係国税訟務官室長（訟務官）会議資料

開示・不開示・部分開示	
報	不開示理由(情報公開法第5条の該当号数)
公	1.個人関係 2.法人関係(イ・ロ) 3.国の安全等関係 4.公共の安全等関係
開	5.審議・検討・協議関係 6.事務・事業関係(本文・イ・ロ・ハ・ニ・ホ)
序文書保存年限	5年 (注)チェックシートは原義に添付

保存期間：5年  
(令和11事務年度)

資料 10

令和6.10.22  
23  
国税不服審判所

## 国税不服審判所の現状

### 1 審査請求の状況

(単位：件、%)

会計年度	平成30	令和元	令和2	令和3	令和4	令和5	前年対比	
内 課税 関係 事件	請求件数	3,104	2,563	2,237	2,482	3,034	3,917	129.1
	申告所得税等	1,038	772	754	770	829	965	116.4
	源泉所得税等	49	49	42	53	46	53	115.2
	法人税等	557	505	329	538	550	672	122.2
	相続・贈与税	185	135	179	157	111	119	107.2
	消費税等	1,114	961	830	858	1,235	1,883	152.5
	その他	8	5	6	14	54	11	20.4
内 課税 関係 事件	処理件数	(216件、7.4%)	(375件、13.2%)	(233件、10.0%)	(297件、13.0%)	(225件、7.1%)	(279件、9.7%)	—
		2,923	2,846	2,328	2,282	3,159	2,873	90.9
		(213件、7.6%)	(369件、13.5%)	(227件、10.4%)	(296件、13.4%)	(225件、7.5%)	(276件、10.3%)	—
		2,787	2,736	2,177	2,202	3,018	2,671	88.5
内 課税 関係 事件	未済件数	2,595	2,312	2,221	2,421	2,296	3,340	145.5
		2,538	2,229	2,192	2,380	2,187	3,219	147.2

(注) 1 処理件数欄の括弧書きは、認容件数及び認容割合を表す。

2 請求、処理及び未済の各件数は、国税通則法に基づくもののほか、行政不服審査法に基づく審査請求を含む。

## 2 審理手続の計画的進行

適正かつ迅速な事件処理を通じて、納税者の正当な権利利益の救済を図るため、審査請求については、裁決をするまでに通常要すべき期間（標準審理期間）を1年と定め、これを公表している。なお、実績の評価における測定指標として「審査請求の1年以内の処理件数割合」を設定している。

また、審査請求事件の審理においては、審査請求人、原処分庁及び担当審判官が、簡易迅速かつ公正な審理の実現のため、相互に協力するとともに、審理手続の計画的な進行を図らなければならないとされている（国税通則法第92条の2）。

【参考：1年以内の処理件数割合の推移】

(単位：%)

会 計 年 度	平成 30	令和元	令和 2	令和 3	令和 4	令和 5	令和 6
1年以内の処理件数割合	99.5	98.0	83.5	92.6	95.4	99.1	—
目 標 値	95	95	95	95	95	95	95

(注) 処理件数割合は、相互協議事案や公訴関連事案など、審理を留保すべき事由が生じた事案の留保期間を除いて算出。

また、令和3会計年度以降は、これらに加え、災害等又は審査請求人の都合によって調査・審理が中断等した期間を除いて算出。

## 3 国税審判官（特定任期付職員）の外部登用

国税不服審判所では、平成19年7月から、弁護士や税理士などの民間専門家を国税審判官（特定任期付職員）として採用する外部登用を開始しており、平成22年度には、平成23年度税制改正大綱を受けて、民間専門家等の高度な専門的知識や実務経験を活用するとともに、審査請求事件の審理の中立性・公正性を向上させる観点から、国税審判官への外部登用の拡大についての方針と工程表を策定・公表した。

その後、平成25年7月には、事件を担当する審判官の半数程度（50名）が外部登用者となり、現在に至っている。

なお、令和6年7月10日現在の在職者の内訳は、弁護士出身者25名、税理士出身者19名、公認会計士出身者6名となっている。